

平成19年6月14日

国立大学法人東京海洋大学  
学長 高井陸雄 殿

監事 松前紀男

監事 峰 隆 男

### 第3期事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第2項の規定に基づき、当国立大学法人東京海洋大学の第3期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。

監査の結果、上記各書類は会計帳簿に基づいて、法令及び国立大学法人会計基準及び同注解に準拠して作成されており、当国立大学法人東京海洋大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況、国立大学法人等業務実施コストの状況及び予算の執行状況を適正に表示しているものと認める。

---

注) 上記は、第3期事業年度財務諸表及び決算報告書に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当国立大学法人が別途保管しています。